

第 2 号議案

令和 5 年 2 月 7 日

福井市都市計画審議会長 様

福井市長 東 村 新 一

福井都市計画特別用途地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

福井都市計画特別用途地区の変更（福井市決定）（案）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設立地制限地区	約 1,497 ha	福井市の準工業地域及び 近隣商業地域

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理 由

別添変更理由書のとおりとする。

変更理由書

本市は、中心市街地の活性化に向けて、中心市街地への多種多様な都市機能の集積を進める一方で、それ以外の地域では、身近な生活圏を確立するため、平成19年に大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）を都市計画決定し、準工業地域及び近隣商業地域における新たな大規模集客施設の立地を制限している。

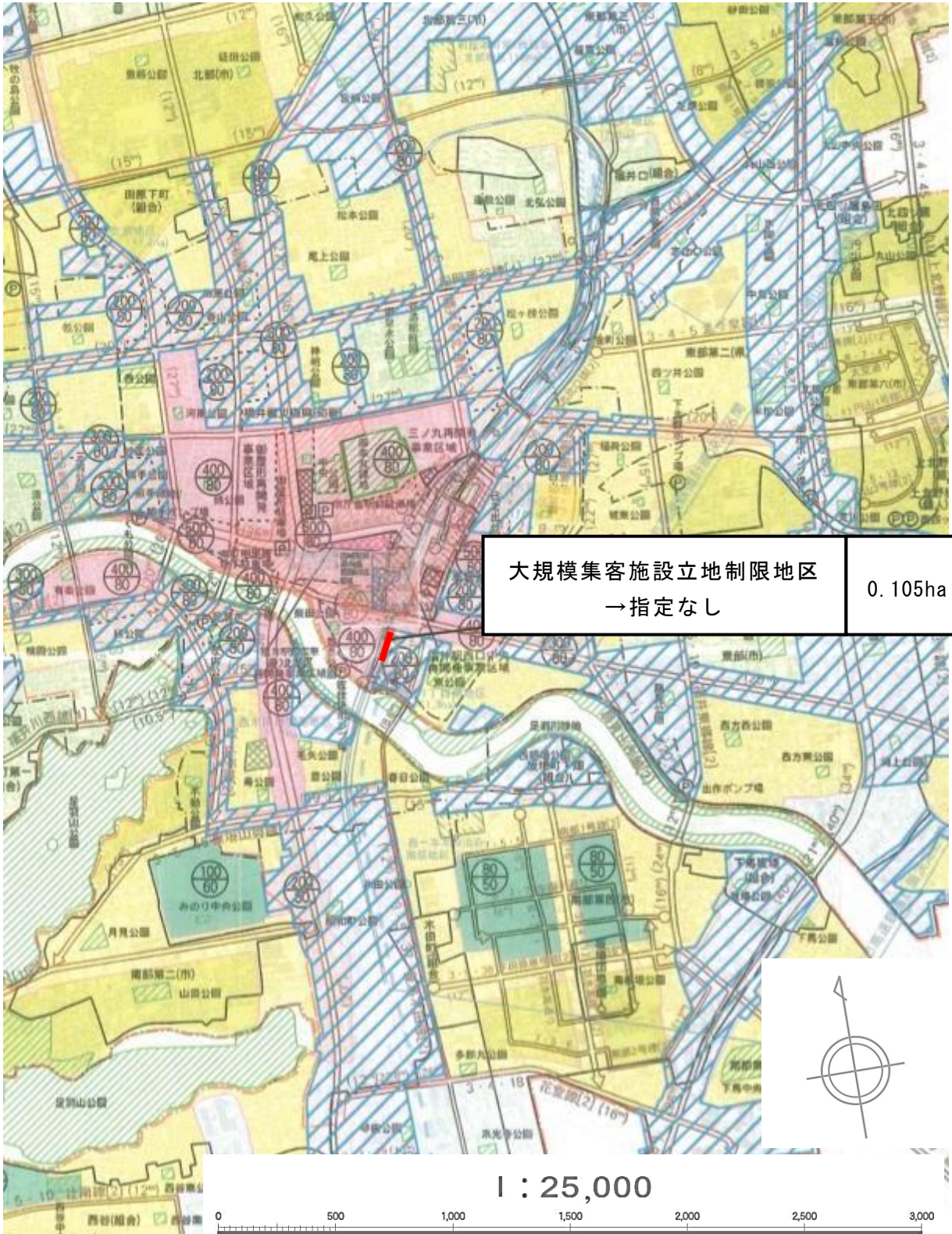
今般、北陸新幹線整備事業による境界の確定が行われたことから、用途地域の区域等の境界を、北陸新幹線整備事業後の筆界に改める変更を行うことにより、当該事業区域内における近隣商業地域の区域等の境界が変更となるため、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の区域等の境界を変更するものである。

新旧対照表

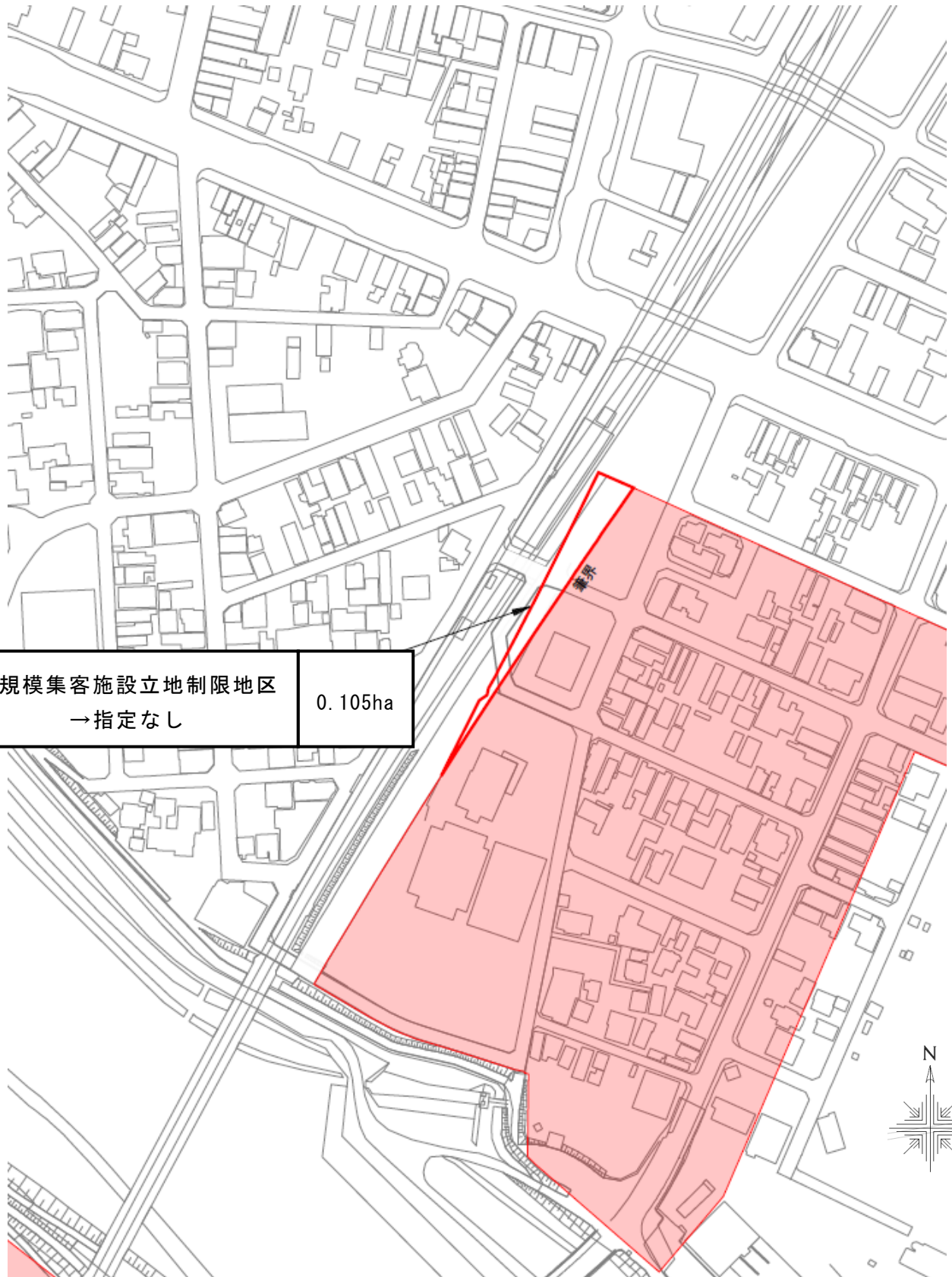
() は変更前

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設立地制限地区	(約 1,497 ha) 約 1,497 ha	福井市の準工業地域及び 近隣商業地域

福井都市計画特別用途地区変更案
(総括図)



福井都市計画特別用途地区の変更案
(計 画 図)



大規模集客施設立地制限地区
→指定なし

0.105ha

1/2,500